国立大学法人山口大学におけるネーミングライツに関する基本方針

平成 30 年 9 月 18 日 学 長 裁 定

1. 趣旨

国立大学法人山口大学(以下「本学」という。)の施設及び大講義室等のスペース (以下「施設等」という。)に対して、ネーミングライツを導入し、公募による別称等 の付与を通じて、施設等の魅力向上を図り、もって本学及び地域の活性化に資するほ か、民間事業者と連携する機会を拡大するとともに、本学の教育研究環境基盤の向上を 図るための財源を獲得しようとするものである。

2. 定義

- ・ネーミングライツ・・・企業名、商標名、企業ロゴ等を冠した別称等を付与する権利
- ・ネーミングライツ・パートナー・・・ネーミングライツを取得した企業等

3. 対象施設

対象とする施設等は、当該施設等の管理責任者と協議の上、財務施設を担当する副学 長が決定し、施設環境委員会に報告する。

4. 募集

ネーミングライツ・パートナーの募集は、公募により行い、募集に係わる必要な事項については募集要項による。なお、応募資格は、「国立大学法人山口大学ネーミングライツに関する基準」(以下「基準」という。)による。

5. ネーミングライツ・パートナー等の決定

ネーミングライツ・パートナー及び別称等の付与は、基準等に基づきネーミングライツ審査委員会で審議の上、学長が決定する。

6. 協定の締結

ネーミングライツ・パートナーと施設等ごとに協議の上協定を締結する。協定期間は、原則として3年以上とする。